

投資マンションの悪質な勧誘

生活 パイロット

投資マンションの勧誘行為に関する苦情・



相談が増加していることを受け、国土交通省は10月1日から、宅地建物取引業法の規制を強化し、次の行為が禁止となります。

- ① 勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号または名称、勧誘を行う者の氏名、当該契約の締結について勧誘する目的である旨を告げずに勧誘を行う行為。
- ② 相手方が契約を締結しない旨の意思(勧誘を引き続き受けたい旨の意思を含む)を表示したにもかかわらず、勧誘を継続する行為。
- ③ 迷惑を覚えさせるような時間の電話または訪問する行為。

規制強化、1日から禁止

次のような悪質な勧誘を受けた場合は、日次心配ない。

時、勧誘してきた会社名・担当者名、宅地建物取引業者免許番号、そして具体的な状況や様子を記録し、宅地建物取引業法を所管する県土木建築部建築住宅課(☎097・506・4682)に連絡ください。

▼断ったにもかかわらず、しつこく電話をかけてくる。

▼長時間にわたって電話を切らせてくれない。

▼深夜・早朝といった迷惑な時間に電話をかけられた。

▼絶対もうかるから電話で業者から強引に勧められても買う気がなければ、「いいません」「お断りします」

と毅然と断りましょう。

契約を強要されたら、契約をしてトラブルが生じた場合は、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999 || 消費生活相談電話)